

<p>陳 情 第 70 号</p>	<p>令 8. 6. 3 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>八重山自然遊歩道の安全管理と事故発生時の責任所在について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>今年5月のゴールデンウィーク期間中、八重山自然遊歩道（以下「遊歩道」）入口に設置されたカウンターは1,000人の方が利用されたことを示した。このカウンターは八重山こいやまを守る会が鹿児島市及び管理自治会にお願いし、八重山公園と甲突池の登山口2か所に案内板とともに設置した。入山時に登山者がカウンターを押し、毎月末に同会がカウンター数を確認している。</p> <p>2022年5月から計測を始め、丸4年が過ぎた今も続いている。2023年度7,333名、2024年度10,835名、2025年度10,922名と、鹿児島市内外の多くの方に利用され愛されている遊歩道である。</p> <p>2021年10月13日、「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の環境影響評価準備書提出前の日本風力エネルギー株式会社（以下「事業者」）による説明会で「八重山の登山者数は極めて少数」と報告され、強い違和感を覚えたのがカウンター設置のきっかけである。事業者は4日間の現地調査と1日だけの補足調査で「極めて少数」の結論を得たとのことであったため、説明会では事業者に通年の調査をお願いしたが、その後も実施されなかったことから、自分たちで調べようと設置したものである。</p> <p>2025年10月29日、経済産業省（以下「経産省」）は環境影響評価書の確定通知を出し、事業者は9月の工事着工に向け、保安林解除や盛土規制法の手続を進めている。一方、これまで再三指摘されてきた遊歩道の安全確保については不明なことが多く、遊歩道の管理者である鹿児島市は、事業者と様々な詰めの作業が求められている。以下の懸念点について鹿児島市及び事業者の安全管理策と責任分担を明確にさせていただきたく、陳情するものである。</p> <p>1. 風車本体と遊歩道が近接している</p> <p>遊歩道と風車3号機で約90メートル、風車1・2号機で約190メートル。山頂広場から風車4号機まで約200～300メートル。風車の高さは154～159メートル、ブレードの直径は120～130メートルである。2025年5月に秋田県秋田市で発生したブレード落下による死亡事故は風車から80メートルの距離で起き、部品は250メートルまで飛散した。部品</p>	

飛散はユーラス肝付ウインドファームで340メートル、番屋風力発電所で400メートルと報告されている。風力発電に関連する事故は経産省によると2023年度に38件（うち羽根の破損9件）で、同年度までの5年間に約200件（うち羽根の破損約30件）と報告されている。今年4月にも秋田県男鹿市でブレード破損事故があった。遊歩道の安全はどう担保されるのか。

2. 被害発生時の責任の所在

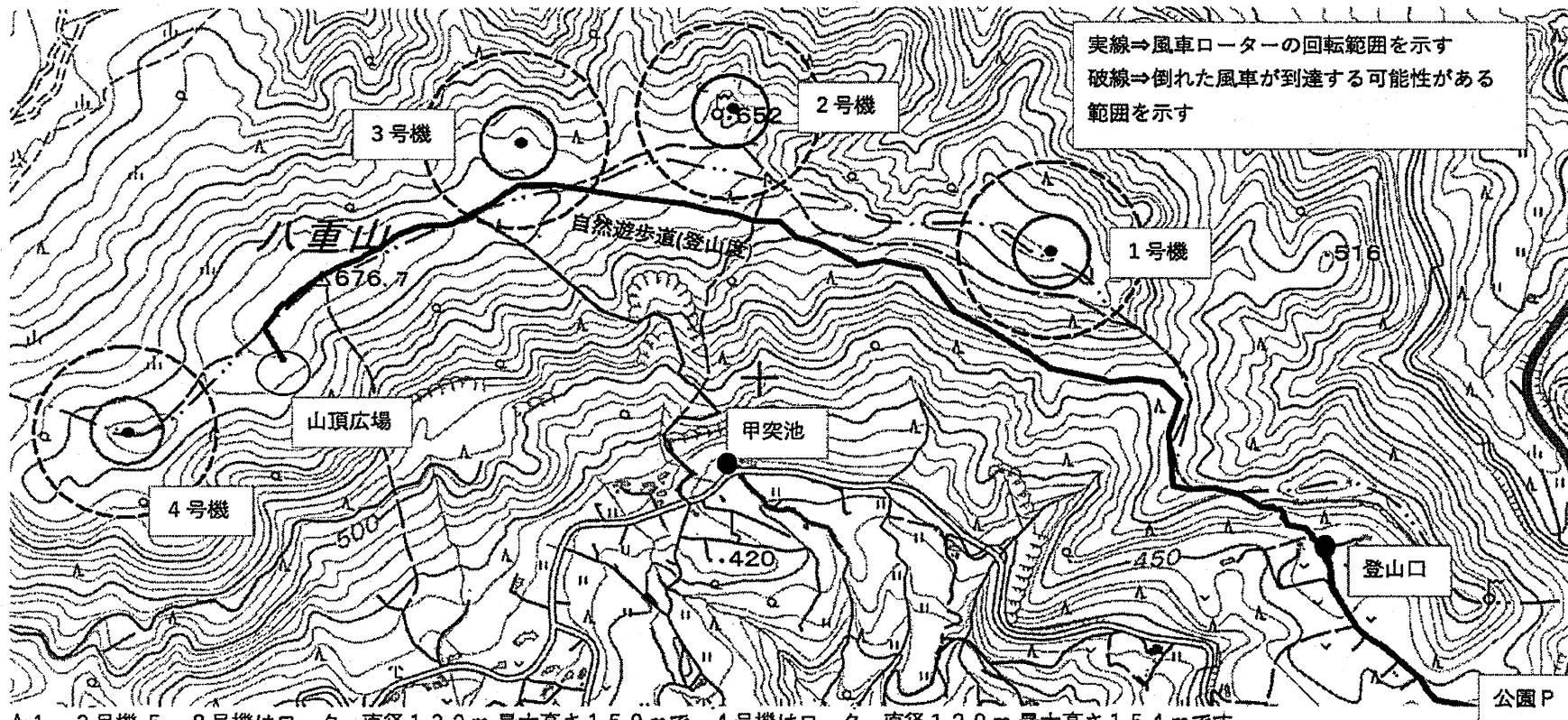
遊歩道や展望所の利用者に風車ブレード落下、部品飛散による事故、建設工事で発生する土砂流出、尾根改変や水害発生による事故があったとき、事業者・鹿児島市・県・国の責任の所在はどうか。被害者への事故補償は原則として事業者が担う。ただ、部品が飛散した場合に遊歩道に届くリスクが極めて高い距離であると予見しながら、安全距離の確保や防護対策を事業者に求めず、遊歩道の隣接を漫然と許可・看過した場合、管理上の怠慢として鹿児島市に責任が発生する。遊歩道や展望所の利用者に事故が起きた場合の責任の所在を明確にしていきたい。

については、以上の要旨に基づき、下記事項について陳情する。

記

1. 年間10,000人が利用する八重山自然遊歩道の安全管理のため、鹿児島市は日本風力エネルギー株式会社に安全対策を求め運用を注視するとともに、問題あるときは改善指導を行うこと。
2. 八重山自然遊歩道や展望所の利用者に風車ブレード落下や部品飛散による事故、尾根改変による土砂流出、水害発生による事故があった場合、日本風力エネルギー株式会社・鹿児島市・県・国の責任の所在を明確にすること。

自然遊歩道と風車位置・ローター回転範囲図



☆1～3号機, 5～8号機はローター直径130m, 最大高さ159mで、4号機はローター直径120m, 最大高さ154mです。

☆鹿児島市内の建物高さ 鹿児島中央タワー(99.9m) 鹿児島県庁(93.0m) センテラス天文館(63.1m) 市役所東別館(約50m, 塔屋別) 風車の約3分の1 ☆アミュプラザ観覧車 地上から最高点までの高さ91m 直径60m (風車の約2分の1)